

健診特集号

《編集・発行》
西宮市
保健サービス課
国民健康保険グループ
高齢者医療保険グループ
長寿福祉グループ
※問合せ先は11面左下を参照してください

平成20年4月から 西宮市の健診制度が変わります

西宮市では、市民の方の健康をチェックしていただく機会として、「基本健康診査」「老人健康診査」「がん検診等（肺がん検診・胃がん検診・大腸がん検診・乳がん検診・子宮頸がん検診・骨粗しょう症検診等）」の健診（検）診を実施しています。平成20年4月より医療制度改革の一つとして、医療保険者（国民健康保険・職場の医療保険等）が、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診を実施します。それに伴い「基本健康診査」「老人健康診査」の健診の名称、対象者、受診方法等が変わります。

■西宮市の健康診査について

平成20年4月より、西宮市の健康診査の対象者及び名称が、次のように大きく分かります。
・西宮市国民健康保険に加入されている40歳～74歳の方が対象^{※1}の「西宮市国民健康保険特定健康診査」
・後期高齢者医療制度の被保険者（75歳以上）が対象の「後期高齢者健康診査」
・35歳～39歳の市民の方や転職・引越越し等で健康保険証が変わられた方等が対象^{※2}の「健康診査」

なお、40歳～74歳で医療保険が西宮市国民健康保険ではない方^{※3}は、加入されている各医療保険者にお問い合わせください。

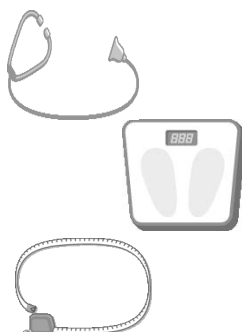
※1 次の全てに該当する方を指します。（妊産婦その他の厚生労働大臣が定める者は除く）
・健診実施年度の4月1日における加入者
・健診実施年度中に40歳～74歳になる方
・受診日まで引き続き加入している方

※2 「40歳以上で平成20年度に加入している医療保険が変更される方、40歳以上で生活保護を受給されている方」を指します。

※3 「40歳～74歳で職場の医療保険等に加入されている方」を指します。

■受診には受診券が必要となります

受診対象者の方へ、受診券の送付を予定しています（送付は平成20年6月までに発送予定）。ただし、受診券請求の申込が必要な方もありますので、詳しくは左の表をご覧ください。
「西宮市国民健康保険特定健康診査」「後期高齢者健康診査」を受診される時は医療保険の資格の有無と本人確認のために健康保険証を一緒にお持ちください。



※健康診査の自己負担金については未定です。決まり次第お知らせします。

※受診機関については個別医療機関や公民館等で健診を行う予定です。決まり次第お知らせします。

— 受診券の送付について —

健診名	対象者	受診券
西宮市国民健康保険特定健康診査	次の全てに該当する方 （妊産婦その他の厚生労働大臣が定める者は除く） ・健診実施年度の4月1日における加入者 ・健診実施年度中に40歳～74歳になる方 ・受診日まで引き続き加入している方	西宮市から平成20年6月までに送付予定です。 問い合わせ先 国民健康保険グループ (0798-35-3115)
後期高齢者健康診査	平成20年4月1日に兵庫県後期高齢者医療広域連合の被保険者	西宮市から平成20年6月までに送付予定です。 問い合わせ先 高齢者医療保険グループ (0798-35-3154)
健康診査	健診実施年度に35歳～39歳になる方 40歳以上で平成20年度に加入している医療保険が変わられる方、40歳以上で生活保護を受給されている方	受診券を希望される方は4月以降にお問い合わせください。 問い合わせ先 保健サービス課 (0798-35-3127)
他の医療保険者が行う健康診査	40歳～74歳で職場の医療保険等に加入されている方（被扶養者含む）	西宮市から送付しません。職場等にお問い合わせください。

西宮市国民健康保険が実施する保健事業

■特定健康診査を受診しましょう

「特定健康診査」は、メタボリックシンドロームの該当者・予備群を発見するために実施します。そして、健診結果に基づき生活習慣病のリスクに応じた「特定保健指導」を実施します。生活習慣病は自覚症状がなく進行していくものです。年に1回健診を受診することで、定期的に体の状態をチェックして健康づくりにぜひお役立てください。

■特定保健指導を活用しましょう

生活習慣病のリスクからレベル別に実施する「特定保健指導」では、医師・保健師・管理栄養士または看護師が面接を行い、6カ月間で減らすお腹まわりや体重の目標等の計画を立て、内臓脂肪を減少させるために生活習慣の改善（食生活の改善・生活活動量の増加）を目指します。
詳しくは国民健康保険グループ（0798・35・3115）までお問い合わせください。

■平成20年度から西宮市国民健康保険総合健康診査（人間ドック）の対象者等が変わります

平成20年度より特定健康診査が実施されることに伴い、西宮市国民健康保険総合健康診査（以下、人間ドック）の対象者等が変更となりました。
（1）健診実施年度の4月1日における加入者で、受診日まで引き続き西宮市国民健康保険に加入しており、健診実施年度中に40歳～75歳になる方
（2）受診申請時に納期到来分の保険料を完納していること
（3）受診年度中に特定健康診査及び人間ドックをまだ受診していないこと
（1）～（3）の全ての項目を満たす方に「人間ドック」の助成を行います。

特定健康診査受診後は同年度内の人間ドック（西宮市立中央病院の半日肺ドックは除く）の助成は行いませんので、ご注意ください。（平成18年度および19年度に人間ドックを受診した世帯に対し、お知らせを送付する予定です）。また、検査項目の見直しを行いました。この見直しによる料金改定はありません。ただし、医療機関の人間ドック受診料金の改定が行われる場合は、予告なく国民健康保険の助成額も変更いたしますので、予めご承知おきください。

■健康診査

特定健康診査の対象外である（1）～（3）の方に「健康診査」を行います。
（1）35歳～39歳の西宮市民
（2）40歳以上で生活保護を受給されている方
（3）40歳以上で平成20年度に加入している医療保険が変わられる方
ご自身の健康チェックのために、お役立てください。
詳しくは保健サービス課（0798・35・3127）までお問い合わせください。

■後期高齢者健康診査

西宮市は後期高齢者医療制度の被保険者（75歳以上）を対象に、「後期高齢者健康診査」を実施します。高齢者の介護予防や疾病の早期発見のため、健康診査を行うものです。なお、健康診査後の健康相談等をご希望の方は保健サービス課（0798・35・3127）にご連絡ください。

— 西宮市健康診査の検査項目 —

特定健康診査
問診、身体計測（身長・体重・BMI・腹囲）、 身体診察、血圧測定、尿検査（尿糖・尿蛋白） 血液検査 〔中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール・ GOT・GPT・γ-GTP・空腹時血糖・ヘモグロビンA1c〕 ※一定の基準のもとに医師が判断した場合のみ、 心電図検査、眼底検査、貧血検査を行います。
後期高齢者健康診査
特定健康診査から腹囲を除いた項目 ※一定の基準のもとに医師が判断した場合のみ、 心電図検査、眼底検査、貧血検査を行います。
健康診査
特定健康診査の項目と同様。 ※35歳～39歳の方には心電図検査と血液検査項目に 尿酸・血清クレアチン・貧血検査・白血球を追加します。

